

○財務省告示第四百八十九号

国債の金利スワップ取引の基本的な契約の相手方を変更したので、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成十八年三月財務省告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月二十八日

財務大臣 尾身 幸次

「リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店」を「リーマン・ブラザーズ証券株式会社」に改める。